

【修士課程】社会福祉学専攻の学位論文の評価基準、審査項目、審査体制、審査方法

<学位論文の評価基準>

社会福祉学専攻では、提出された論文の研究内容が本専攻の学位論文としてふさわしい学術的な意義、新規性、独創性、妥当性、創造性、倫理性等を有しているかを審査し、下記の審査基準を満たした場合に、合格とする。

<審査項目>

- (1) 研究課題の学術的意義と位置づけ:当該分野の研究動向および先行研究結果に基づいて、当該研究の学術的意義や位置づけが明確であること。
- (2) 研究課題の新規性と独創性:当該分野の発展に寄与する新しい研究成果が含まれていること。
- (3) 研究の妥当性:設定された研究課題を解決するために適切な研究手法が用いられており、研究結果の信頼性があり、考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- (4) 研究課題の創造性と波及効果:得られた研究成果が、当該分野を含む学術領域の発展や臨床現場への適用性、有用性があること。
- (5) 研究倫理:研究倫理が遵守されていること。
- (6) 論理性と形式・体裁:論文全体の論理に一貫性があり、学位論文に相応しい形式・体裁を具えたものであること。

<審査体制>

学位論文の審査を実施するために設置する審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- 1 主査は、当該専攻(分野)における主研究指導教員とする。
 - 2 副査は、大学院担当教員とし、1名以上は主研究指導教員と異なる分野から選定する。
 - 3 2名の副審査委員を指導教員と同一の分野から選定する場合は研究科委員会の議を経るものとする。
ただし、特定の課題についての研究成果(課題研究成果)の審査を実施するために設置する審査委員会は、主査1名と1名以上の副査で構成する。
- 1 主査は、当該専攻(分野)における主研究指導教員とする。
 - 2 副査は、大学院担当教員とするが、高度専門職業人プログラムの場合に限り、専攻分野の教員とする。

<審査方法>

学位論文の審査は、以下の方法にて実施され、評価は合格および不合格で行われる。

- 1 修士課程の学位論文の審査は、提出された修士論文等およびその口頭試問の内容を審査する。
その際の基準は、「学位論文の評価基準」を参照する。
- 2 学位論文が書き下ろし論文の場合、提出者は、審査委員会の指摘や助言を反映させた学位論文を最終版として大学院・国際交流課へ提出する。

<審査までのプロセス>

- 1 「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics, eL CoRE)」を受講する。
- 2 研究報告会 I にて、学位取得に向けたプロセス・活動、学位論文の進捗および今後の活動計画を報告し、

到達度に関する自己評価等を実施する。

- 3 研究報告会Ⅱにて、学位論文の進捗および提出に向けた計画を報告し、到達度に関する自己評価等を実施する。